

八雲町カーボンニュートラル推進協議会設置要綱

令和4年5月26日

(設置)

第1条 2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロ（以下、「カーボンニュートラル」という。）の実現に向けて、行政、町民、事業者の各主体が連携・協働し、八雲町が目指す姿の共有と効果的な推進を図るため、八雲町カーボンニュートラル推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) カーボンニュートラル実現に向けた情報の共有、発信及び普及啓発に関すること。
- (2) カーボンニュートラル実現の導入推進に関すること。
- (3) カーボンニュートラル実現に向けた調査及び研究に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 協議会の委員は、20人以内とする。

- 2 委員は、町内関係団体、住民関係団体及び公募による者のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長・副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議長は、委員が会議に出席できない場合、当該委員の委任を受けた者の代理出席を認めることができる。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、商工観光労政課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月26日から施行する。